

裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも申込みできます。

対象世帯	世帯要件
ア. 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯
イ. 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
ウ. 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、子ども家庭センター又は知的障がい者サポートセンターの長により、知的障がいの程度がA又はB1と判定された方がいる世帯
エ. 60歳以上の世帯	申込本人及び同居者のいずれもが60歳以上である世帯
オ. 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
カ. 原爆被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ. 引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク. ハンセン病療養所入所者等	申込本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ. 18歳以下の子どもがいる世帯	同居者に募集末日現在で、年度末年齢18歳以下の子どもがいる世帯